



小千谷市

令和6年5月9日

小千谷市総務課

職員の懲戒処分を行いましたのでお知らせします。

地方公務員法第29条第1項の規定に基づき、令和6年5月9日付けで、下記のとおり職員の懲戒処分を行いましたのでお知らせします。

記

(1) 処分対象者	小千谷市教育委員会 教育・保育課 主査 (男性 40歳代)
(2) 処分の内容	減給1/10 2か月
(3) 事件の概要	令和5年10月、私有車で小千谷市本町2丁目地内を走行中、前方不注意により走行していた自転車に接触し、負傷させた。
(4) 処分事由	信用失墜行為の禁止違反
市長コメント	公務及び私用を問わず、日頃から交通事故については、常に厳しく注意を喚起してきたにもかかわらず、このような事故が発生したことは、誠に遺憾であります。 心からお詫び申し上げますとともに、再発防止と信頼回復に取り組んで参ります。